政令第二百四十三号

総合特別区域法施行令

内閣は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第二項第二号イ及び第三項第二号並びに第五十条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第二項第二号イの政令で定める事業）

第一条　総合特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号イの政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　環境への負荷の低減その他環境の保全に資する高度な技術に関する研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって内閣府令で定めるもの

二　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって内閣府令で定めるもの

三　前二号に掲げるもののほか、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る高度な産業技術の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって内閣府令で定めるもの

四　国際海上輸送網の拠点となる港湾若しくは国際航空輸送網の拠点となる空港の整備若しくは運営又はこれらの港湾若しくは空港を拠点として我が国と外国との間において行う貨物の運送に関する事業であって内閣府令で定めるもの

五　我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であって内閣府令で定めるもの

（法第二条第三項第二号の政令で定める事業）

第二条　法第二条第三項第二号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　地域で生産された農林水産物の利用の促進、農林水産業の担い手の育成及び確保その他の地域における農林水産業の振興に資する事業であって内閣府令で定めるもの

二　地域における子育ての支援、地域住民の健康の保持増進その他の地域における社会福祉の増進又は保健医療の向上に資する事業であって内閣府令で定めるもの

三　地域の観光資源を活用した観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域における観光の振興に資する事業であって内閣府令で定めるもの

四　資源の有効利用の促進、廃棄物の適正な処理の確保その他の地域における環境の保全及び向上に資する事業であって内閣府令で定めるもの

五　前各号に掲げるもののほか、地域の特性に即した産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼす事業であって内閣府令で定めるもの

（準用河川の特定発電水利使用に関する河川法の特例）

第三条　法第五十条第三項の規定は、準用河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用（法第五十条第一項に規定する特定発電水利使用をいう。）に関し河川法第百条第一項において準用する同法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があった場合について準用する。この場合において、法第五十条第三項中「同法」とあるのは、「同法第百条第一項において準用する同法」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

（地方税法施行令の一部改正）

第二条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の三十五の次に次の一条を加える。

（法第七百一条の三十四第三項第十九号の二イ及びロの施設）

第五十六条の三十五の二　法第七百一条の三十四第三項第十九号の二イ及びロに規定する政令で定める施設は、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備とする。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第三条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第十二号中「第三十九条」を「第四十三条」に改め、同項に次の一号を加える。

十五　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十五条

（総合法律支援法施行令の一部改正）

第四条　総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項に次の一号を加える。

十　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十五条

（内閣府本府組織令の一部改正）

第五条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号チ中「第三号ワ」を「第三号カ」に改め、同条第三号中サをキとし、ヤからアまでをマからサまでとし、同号ク中「ノ及びオ」を「オ及びク」に改め、同号クを同号ヤとし、同号中オをクとし、ウからノまでを ヰからオまでとし、同号ム中「ヲからラまで」を「ワからムまで」に改め、同号ムを同号ウとし、同号中ラをムとし、リからナまでをヌからラまでとし、チの次に次のように加える。

リ　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第六条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の二第五号及び第二百二十四条の九第三号中「及び地域限定通訳案内士」を「、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」に改める。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
文部科学大臣　髙木　義明
国土交通大臣　大畠　章宏

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直**人